

愛知自治体キャラバン実行委員会

代表者 徳田秋様

名古屋市熱田区沢下町9-7

労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

(犬山市)

【趣旨】

医療、福祉、介護、年金など社会保障の改悪や派遣切り・リストラなどにより、国民のいのちと暮らしが脅かされています。その結果、生活不安・破綻、家族崩壊などが増加し、自殺、介護殺人、子どもの虐待など悲惨な状況が後を絶ちません。

「姥捨て山制度」といわれた後期高齢者医療制度も廃止が先送りされ、検討されている新制度の「中間報告」も「負担増か医療抑制か」の二者択一をせまり、後期高齢者医療制度の根幹をそのまま引き継いでいます。施設になかなか入所できず、介護サービスの利用制限など問題山積みの介護保険制度も、2012年4月からの介護保険制度改定にむけての検討もはじまり、「地域包括ケア」の名で在宅サービスの重視を掲げながら、料理・買い物・掃除など生活援助は保険給付外とするなど給付制限をすすめようとしています。

私たちは、各市町村が医療や福祉の切り捨てや民間委託など自治体リストラをすすめることなく、住民のいのちと健康、暮らしを守る砦としての役割をはたしていくために、以下の事項について改善をお願いします。

【陳情事項】 —★印が懇談の重点項目です—

★【1】自治体の基本的あり方について

①憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。 (福祉課)

《回答》

生存権の確保を基本として、社会保障施策の推進を図り、住民福祉の増進に努めています。

②各種の臨時交付金などは時限措置でなく、恒久的な制度となるよう国に要望するとともに、国からの交付がなくなっても、市町村独自に施策を継続実施してください。 (財政課)

《回答》

各種臨時交付金についての国への要望については、各所管課と連携をとり、市長会や県の関係機関(保険年金課)を通じ、積極的に今後も実施していきます。

また、市町村独自による施策の継続実施につきましては、住民サービスの低下を招くことのないよう、財政状況を勘案し、市全体で総合的に判断してまいりたいと考えます。

③税滞納世帯等への行政サービスの制限は行わないでください。 (収納課)

《回答》

現在、行政サービスを制限する条例を導入する予定はありません。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1)介護保険について

- ★①低所得者に対する介護保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。 **(長寿社会課)**

《回答》

介護保険料所得段階が第2段階の方のうち、生活保護基準以下に相当する世帯の方を対象として、扶養状況や居住及び生活に必要な範囲を超えた処分可能な資産の所有がないかどうかの状況等を個別に勘案した上で、第1段階の保険料と同額まで引き下げをする独自減免制度を実施しています。

また、平成21～23年度の介護保険料を前期(平成18～20年度)と比べ平均7.5%引き下げし高齢者全体の負担軽減を図っています。

- ★②低所得者に対する利用料の減免制度を実施・拡充してください。 **(長寿社会課)**

《回答》

低所得者に対する負担の軽減措置として、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費の支給、社会福祉法人等による利用者負担軽減制度、旧措置入所者の利用者負担額の特例措置を実施しています。また、震災、火災等の災害により被害を受けた場合や所得が著しく減少する場合には、利用料及び保険料を減免する制度があります。

- ③訪問介護サービスにおける「院内介助制限」など厚労省通知に反するサービス制限をやめ、事業所にその内容を徹底してください。 **(長寿社会課)**

《回答》

厚労省通知に反するサービス制限はしていません。また、厚労省通知を介護サービス事業者協議会等で事業所に周知しています。

- ★④特別養護老人ホームや小規模多機能施設など施設・在宅サービスの基盤整備を早急におこなってください。基盤設備が円滑に進み、低所得者・医療依存度の高い利用者の入所が確保できるよう助成制度を設けてください。 **(長寿社会課)**

《回答》

平成22年度中に認知症対応型通所介護(12人)、認知症対応型共同生活介護(18人)を各1か所整備します。また、平成23年度には、認知症対応型通所介護と認知症対応型共同生活介護を各1か所、小規模多機能型居宅介護を2か所整備するため事業者の公募を行う予定です。基盤整備に係る助成については、国の緊急経済対策による介護基盤緊急整備等臨時特例基金事業費補助金を活用します。

- ★⑤介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。 **(長寿社会課)**

《回答》

愛知県が、介護職員の処遇改善に取り組んだサービス事業者へ直接介護職員処遇改善交付金を交付する財政的な支援を行うとともに、人材養成に向けた研修を実施しています。

(2) 高齢者福祉施策の充実について

- ①配食サービスは、最低毎日1回は実施し、助成額を増やし自己負担額を引き下げてください。
また、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。(長寿社会課)

《回答》

ひとり暮らし、高齢者世帯の状況により、必要に応じて週1回～5回昼食を配達しています。
なお、料金については現状維持に努めます。

また、閉じこもり予防を目的とする事業として、二次予防対象者に高齢者生きがいサロン事業を実施しています。

- ★②消えた高齢者が社会問題になっていますが、高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般会計で実施してください。

ア. ひとり暮らし、高齢夫婦などへの安否確認や買い物など多様な生活支援の施策を充実してください。(長寿社会課)

《回答》

ひとり暮らし高齢者には週3回の牛乳等の配達、ひとり暮らし、高齢者世帯については配食サービスを実施し、安否確認を行っています。

また、ひとり暮らし、高齢者世帯に対して、調理、衣類の洗濯、生活必需品の買い物等の生活支援事業も実施しています。

イ. 高齢者や障がい者などの外出支援のため地域巡回バスや福祉バスなどの施策を充実してください。(長寿社会課)

《回答》

高齢者や障がい者の外出支援のため、85歳以上の高齢者、又は84歳以下の身体障害者手帳1・2級、療育手帳 A 判定、精神障害者保健福祉手帳1級所持者のうち希望者に、1か月あたり4枚のタクシー利用券を交付し、料金の助成をしています。

また、外出支援の一環として、65歳以上の方全員に施設利用券を配付し、身近な老人福祉施設の利用を促しています。

ウ. 宅老所、街角サロンなど的高齢者の集まりの場への助成金制度を拡充し、高齢者がねたきりにならないよう多面的な福祉施策を実施してください。(長寿社会課)

《回答》

高齢者の集まりの場への援助として、各地域の老人憩の家、老人福祉センターを利用して高齢者の閉じこもり予防を目的とした高齢者生きがいサロン事業を実施しています。

なお、今後も市民ニーズを把握しつつ、国の動向も踏まえ、高齢者福祉施策の充実に努めてまいります。

エ. 高齢期になっても住み続けることができるバリアフリーの高齢者住宅を公営で整備してください。(都市計画建築課)

《回答》

厳しい財政状況であり現時点での整備は困難ですが、整備に向けての検討をしていきたいと考えます。

★(3)障がい者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。 (長寿社会課)

《回答》

市が所有する介護認定資料により、要介護1～5の認定を受けている方について、障がいの程度を確認して、障害者控除対象者として認定しています。

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。 (長寿社会課)

《回答》

市広報紙で周知するとともに、控除対象者となる方には個別に申請案内文書を送付し、周知徹底に努めています。

2. 高齢者医療などの充実について

★①後期高齢者医療対象者の医療費負担を無料にしてください。少なくとも、非課税世帯は医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。 (保険年金課)

《回答》

国民皆保険制度を堅持するには、増大する医療費を高齢者も含めた社会全体で支えることが重要であり、そのためには世代間の負担の明確化と公平化を図ることが必要と思われますので、高齢者の医療費無料化は困難と考えます。

なお、ひとり暮らし高齢者(非課税者)への医療費無料化については、県の補助制度が廃止された平成20年8月以降も、引き続き後期高齢者福祉医療費給付制度の対象として、市単独で医療費の助成をしています。

②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。 (保険年金課)

《回答》

資格証明書の運用については、相当な収入があるにもかかわらず保険料を納めない悪質な者に限って適用することとされており、この方針に基づき、県後期高齢者医療広域連合とも連携を図り、納付相談の実施等適切に対応していきます。

なお、現在、本市で資格証明証の発行はありません。

③後期高齢者医療制度に加入しない65～74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。 (保険年金課)

《回答》

愛知県下では、後期高齢者医療制度への加入を要件とする統一的な取り扱いをしていますので、この取り扱いを継続していきます。

3. 子育て支援について

★①18歳年度末まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。

(保険年金課)

《回答》

本市では、厳しい財政状況の中、本年7月から小学3年生までの現物給付(窓口無料)を拡大したところであり、また、本年10月から小学4年生から高校3年生までの通院、及び高校1年生から高校3年生までの入院について、医療費の3分の2を助成する制度を実施します。

★②妊産婦健診は、初回の健診も含め、産前14回、産後1回を無料で受けられるように助成してください。

(健康推進課)

《回答》

妊婦健診は、平成21年度から公費負担回数を14回まで拡大実施しています。産婦健診については、国等の動向を注視しながら検討していきます。

③就学援助制度の対象を生活保護基準額の少なくとも1.4倍以下の世帯までとしてください。申請の受付は、学校だけでなく市町村の窓口でも受け付けてください。また、申請手続きに民生委員の証明が必要な市町村はなくしてください。

(学校教育課)

《回答》

生活保護基準額の1.2倍で行っています。申請の受付は、教育委員会及び学校でも受け付けています。また、申請手続きに民生委員の証明は必要としていません。

④義務教育は無償の立場から学校の給食費は無料にしてください。

(学校教育課)

《回答》

学校給食法で学校給食で供する食物の原材料費は、保護者負担とすることが、法律で規定されています。

4. 国保の改善について

★①国民健康保険制度の広域化に反対してください。

(保険年金課)

《回答》

広域化によるメリットとデメリットを分析した上で判断していきたいと考えます。

★②保険料(税)について

ア. これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料(税)に引き下げてください。

(保険年金課)

《回答》

平成20年度より繰入を大幅に増額し、平成22年度についても前年度よりさらに増額した繰入を予定しています。減免につきましては、平成14年度に緊急対策として拡充した内容の要綱に基づき実施しています。22年度はさらに内容を拡充しました。

イ. 18歳未満の子どもについては、均等割の対象としないでください。当面、一般会計による減免を実施してください。

(保険年金課)

《回答》

現状では困難と考えます。

ウ. 前年所得が生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対する減免制度を設けてください。
(保険年金課)

《回答》

22年度より生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対する減免を実施しました。

エ. 所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。
(保険年金課)

《回答》

県下市町の減免基準や一般の市民感覚を勘案すると、ここまで拡大することは困難と考えます。

★③保険料(税)滞納者への対応について

ア. 資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、18歳年度末までの子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。なお、義務教育修了前の子どもについては、窓口交付だけでなく、郵送も含め1枚も残すことなく保険証を届けてください。
(保険年金課)

《回答》

他の納税者とのバランスを考慮する必要があると思いますが、医療を受ける権利を保障するという観点に立ち、国規定そのままの運用ではなく、滞納額や生活実態を考慮した上で運用しています。現在、資格証明書を発行している世帯はありません。

イ. 滞納者に対し給付の制限をしないでください。
(保険年金課)

《回答》

給付の制限はしていません。

ウ. 保険料(税)を支払う意思があつて分納している世帯には正規の保険証を交付してください。
(保険年金課)

《回答》

滞納額や年数などが一定の基準以下であれば、正規の保険証を発行しています。

エ. 保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。また、無保険者の調査を実施してください。
(保険年金課)

《回答》

徴収や滞納処分をする上で生活状況や財産の調査は欠かせません。ご指摘のとおり、生活実態を無視したような処分は行っていません。逆に「納められるのに納めない」ような滞納者には、負担の公平の見地から厳しい処分を行っていきます。無保険者対策については、転入時に保険のない方への国保加入勧奨を行っていますが、市町村で無保険者の実態を把握することは難しいと考えます。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.4倍以下の世帯に対しても実施してください。また、一部負担金の減免制度を行政や医療機関の窓口にわかりやすい案内ポスター、チラシを置くなど住民に制度を周知してください。
(保険年金課)

《回答》

22年度より生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に一部負担金の減免を実施しました。周知については、医療機関、全被保険者への通知等により行っています。

5. 障がい者施策の充実について

- ★①現行の障害者自立支援法の継続にあたっては、以下の事項を早急に具体化するよう国に申し入れてください。なお、国が実施するまでの間、市町村独自に利用料や実費負担を軽減してください。
- ア. 自立支援医療を利用する住民税非課税世帯の利用料を無料にしてください。
 - イ. 利用者負担の際の収入認定は、障がい者(児)本人(個人単位)としてください。
 - ウ. 移動支援等の地域生活支援事業に対する予算を増額してください。
 - エ. 施設利用者に対する食費・水光熱費の自己負担を撤廃してください。
 - オ. 実態に合わない障害者程度区分認定の見直しとともに、それを基準としたサービス利用の制限を撤廃してください。

(福祉課)

《回答》

「障害者自立支援法」は2013年までに廃止され、新たな総合福祉法(仮称)が制定される見込みであり、障害者施策全般の改革も掲げられていますのでその動向を注視していきます。

なお、現在、低所得者については、障害福祉サービスに係る利用者負担を無料にするなど、本人負担が重くならないよう度重なる国の軽減措置は講じられていますが、市独自に利用料や実費負担を軽減することは困難と考えます。

しかしながら、地域生活支援事業については、国と同様、低所得者の利用者負担の無料化に加えて、地域活動支援センターの利用料やスタマ・紙おむつの購入費用の負担軽減を市独自で実施しています。

また、自立支援医療の精神通院の自己負担分については、全額助成しており、精神障害者医療(入院)については、自己負担分の2分の1(精神保健福祉手帳1・2級所持者は、全額)を助成しております。さらに本年7月からは、精神保健福祉手帳1・2級所持者の一般疾病についても自己負担分の2分の1の助成へ拡大したところです。

- ②ホームヘルパー増員、生活施設・グループホーム・ケアホームの増設など選択できる基盤整備をすすめてください。

(福祉課)

《回答》

障害者基本計画及び障害福祉計画における計画値等を参考に、基盤整備を進めていきます。また、市町村単位のみでなく、県・市町村の連携による圏域単位での基盤整備を進めていくことが必要と考えます。

6. 健診事業について

- ①特定健診、がん検診、歯周疾患検診は、年1回無料で受けられるようにしてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。

(健康推進課)

《回答》

現在、特定健診、歯周疾患検診、各がん検診は、自己負担金を徴収していますが、後期高齢者、生活保護受給者及び非課税世帯の方については、健診等により自己負担金を免除しています。

また、平成22年度からは、医師会や歯科医師会と協議し、健診(検診)期間を2か月間延長し、6月から12月まで乳がん検診を医療機関でも受診可能と事業の拡大を行いました。

今後、受診者の申込み状況等を勘案しながら、医師会や歯科医師会と協議し、事業の充実を図っていきます。

②40歳未満の住民を対象にした健康診査を、年1回無料で受けられるようにしてください。

(健康推進課)

《回答》

現在、20～39歳までの方を対象に、歯科検診も併せて自己負担1500円で健康診査を実施しています。

7. 予防接種について

★①ヒブワクチン、小児用肺炎球菌ワクチン、子宮頸ガンワクチン、高齢者用肺炎球菌ワクチンの任意予防接種の費用について、助成する制度をつくってください。(健康推進課)

《回答》

これらのワクチンについては予防効果が期待できることから、助成制度については前向きに検討していきます。

②上記ワクチンを定期接種とするよう国に働きかけてください。

(健康推進課)

《回答》

国は、これらのワクチンを認可したものの任意予防接種の扱いであるため、今年度、市長会を通じて定期予接種化を国に要望しました。

8. 生活保護について

★①憲法第25条および生活保護法に基づいて、他の制度を理由に生活保護申請を認めない、あるいは妨害することのないようにしてください。また、生活保護が必要な人には早急に支給してください。(福祉課)

《回答》

生存権の確保を基本として、生活保護申請は適正に受理しています。また、保護の必要な人には、開始の決定をし、速やかに扶助費を支給しています。

②就労支援や生活指導を個別にしていねいにおこなうために、専門職を含む正規職員を増やしてください。(福祉課)

《回答》

今年度から、正規職員のケースワーカーを1名増員するとともに、臨時職員の就労支援員も新たに配置し、就労支援や生活指導等をいねいにおこなっています。

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

①宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し安心してらせる年金制度を確立してください。また、旧社会保険庁職員の分限免職を撤回し、業務に精通した職員を活用し、国民の期待にこたえる年金業務体制としてください。(保険年金課)

《回答》

年金問題については、日本年金機構が定めた「年金記録問題への対応の実施計画(工程表)」に基づき、ねんきん特別便及びねんきん定期便の確認作業や台帳の突き合わせなどの取り組みが行われていますので、その動向を見守っていきます。

②後期高齢者医療制度をすみやかに廃止し、元の老人保健制度にもどしてください。医療保険の患者負担を軽減してください。また、国民健康保険への国庫負担を増額してください。

(保険年金課)

《回答》

後期高齢者医療制度は、従来の老人保健制度に問題点があり、制度改革が必要との認識に基づき、増大する高齢者の医療費を社会全体で支え、世代間の負担の明確化と公平化を図ることで、国民皆保険制度を堅持するために創設された制度であると考えます。

制度創設後2年半が経過し、制度は定着しつつある状況です。また、平成25年度からの新しい高齢者医療制度実施に向けた会議の中で、患者負担も含め議論が行われていますので、今後の動向を注視していきます。

国民健康保険への国庫負担については、新制度において市町村国保の財政負担が増加しないよう要望していきます。

③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護労働者の処遇を改善し、働き続けられるようにしてください。

(長寿社会課)

《回答》

平成24年度の制度見直しに向けた国の動向を注視するとともに、機会を捉えて要望していきます。

④18歳年度末までの医療費無料制度を創設してください。現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。妊産婦健診の補助金を拡充し、恒久措置としてください。

(保険年金課、健康推進課)

《回答》

当市では、誰がどこに住んでいても、安心して子どもを生み育てることのできる環境が確保されるよう国が統一的に子育て支援施策を展開すべきと考えており、国の責任において子ども医療費の助成制度を創設するよう市長会等を通じて要望しています。

妊産婦健診の補助金の拡充については、22年度までの時限措置のため、国の責任において恒久措置となるよう市長会等を通じ要望しています。

⑤消費税の引き上げは行わないでください。

(税務課)

《回答》

今後とも国の動向を注視してまいります。

⑥国の責任で医師・看護師不足を解消し、地域医療を充実してください。

(健康推進課)

《回答》

国の動向を注視するとともに、機会を捉え国等に要望していきます。

⑦障がい者(児)が生きるために必要な福祉・医療制度の利用料負担、実費負担を撤廃してください。また、早急に高齢障がい者等に対する介護保険制度を優先する仕組みを改め、障がい者本人の必要性に応じて障がい者施策と介護保険を選択できるようにしてください。

(福祉課)

《回答》

障害者自立支援法は2013年までに廃止され、新たな総合福祉法が制定されることになっており、障害者施策全般の改革も掲げられていますので、国の動向を注視していきます。

⑧ヒブ・肺炎球菌・子宮頸がん等の任意の予防接種を定期予防接種としてください。

(健康推進課)

《回答》

これらのワクチンの定期予防接種化について、今年度、市長会を通じ国に要望しました。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

- ①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。 (保険年金課)

《回答》

愛知県下では、後期高齢者医療制度への加入を要件とする統一的な取り扱いをしていますので、この取り扱いが継続されるものと考えます。

- ②後期高齢者医療対象者の医療費負担が無料となるように、福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象を拡大してください。 (保険年金課)

《回答》

国民皆保険制度を堅持するには、増大する医療費を高齢者も含めた社会全体で支えることが重要であり、そのためには世代間の負担の明確化と公平化を図ることが必要と思われます。

現在、後期高齢者福祉医療費給付制度は、一定の障害を持つ高齢者、ねたきり高齢者や認知症高齢者等を対象に医療費の無料化を実施しています。

- ③後期高齢者の健康診査事業に県として補助金を出してください。 (保険年金課)

《回答》

愛知県後期高齢者医療広域連合から、平成21年7月31日付けで愛知県知事に対し、健康診査事業への財政支援の要望書を提出しています。

- ④子どもの医療費助成制度の対象を18歳年度末まで拡大してください。 (保険年金課)

《回答》

本市では、本年7月から小学3年生までの現物給付を拡大し、さらに10月からは小学4年生から高校3年生までの通院、高校生の入院について、医療費の3分の2助成を開始しています。

本来は誰がどこに住んでいても、安心して子どもを産み育てることのできる環境が確保されるよう、国が統一的に子育て支援施策を展開すべきと考えており、国の責任において子ども医療費の助成制度を創設するよう市長会等を通じて要望をしています。

- ⑤国民健康保険への県の補助金を増額してください。 (保険年金課)

《回答》

県単独の補助金については、増額を県に要望しています。

- ⑥精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。 (保険年金課)

《回答》

本市では、平成22年7月1日より精神障害者保健福祉手帳1、2級の所持者に対して、一般疾病(精神科以外)医療費の2分の1を市単独の制度として助成しています。併せて県に助成制度の拡大を要望しています。

- ⑦障がい福祉サービス・自立支援医療・補装具の利用料負担、施設での食費・水光熱費などの

実費負担、市町村が行う地域生活支援事業の利用料負担を無くしてください。 (福祉課)
《回答》

障害者自立支援法は2013年までに廃止され、新たな総合福祉法が制定されることになっており、障害者施策全般の改革も掲げられていますので、国の動向を注視していきます。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

①愛知県に健康診査事業への補助を行うように要請してください。 (保険年金課)

《回答》

愛知県後期高齢者医療広域連合から、平成21年7月31日付けで愛知県知事に対し、健康診査事業への財政支援の要望書を提出しています。

②低所得者に対する保険料および一部負担金の独自の減免制度を設けてください。

(保険年金課)

《回答》

低所得者の負担軽減として、保険料については、均等割の軽減(9割、8.5割、5割、2割)及び所得割の軽減制度が設けられており、また、一部負担金については、入院時の負担の上限額と食事の自己負担額を軽減する制度が設けられています。

③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。 (保険年金課)

《回答》

資格証明書の運用については、相当な収入があるにもかかわらず保険料を納めない悪質な者に限って適用することとされており、愛知県後期高齢者医療広域連合においてもこの方針に基づき、適切に対応されていると考えます。

④後期高齢者医療制度に関する懇談会の委員に公募枠を設けてください。

(保険年金課)

《回答》

現在、後期高齢者医療制度に関する懇談会には、被保険者、医療関係者、保険者団体、学識経験者の代表者が委員として参加され、後期高齢者医療制度の円滑な運営のための有益な意見をいただいています。

また、各市町村窓口等において被保険者からの意見等は愛知県後期高齢者医療広域連合へ伝えるよう努めています。

以上